平成２８年（フ）第２９号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森50番地
債務者　中山　由香
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２８年（フ）第２８５号
北海道旭川市川端町１条５丁目１番10号、申立時の住所北海道旭川市川端町１条５丁目１番10号　ウエストコーポ　301
破産者　羽根田知美
1　主文　当裁判所が平成29年１月11日午後５時にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「北海道旭川市川端町１条５丁目１番10号　ウエストコーポ　301」とあるのを「北海道旭川市川端町１条５丁目１番10号、申立時の住所北海道旭川市川端町１条５丁目１番10号　ウエストコーポ　301」と更正する。
2　決定年月日　平成29年１月31日
旭川地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１１７８号
さいたま市見沼区大字東新井866番地の37
破産者　株式会社中静建材工業
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
千葉県富津市大堀３丁目４番地１
破産者　鹿島美代子
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１３１号
千葉県君津市折木沢528、住民票上の住所千葉県君津市藤林267番地１
破産者　座間　文義
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１９６３号
岡山県美作市瀬戸276番地の３
破産者　東中国開発株式会社
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６１号
仙台市若林区荒井字堀添55番地の47、従前の住所福岡県北九州市八幡西区日吉台２丁目５番１号（103号）
破産者　菅原　正子（旧姓久方）
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２８８０号
千葉県流山市富士見台１番地の77
破産者　株式会社マルシヨー
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７０号
相模原市南区麻溝台６丁目４番35号
破産者　有限会社ノステック
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１５７０号
大阪市西区阿波座１丁目11番18　昭和本町ビル３階　313号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区北久宝寺町１丁目２番１号
破産者　株式会社Ｊ．Ｔ
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９６号
北海道河東郡音更町木野大通西５丁目２番地
破産者　株式会社興信工業
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１６０号
北海道河東郡音更町中鈴蘭元町１番地２
破産者　一・プロジェクト株式会社
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第２１９７号
川崎市宮前区潮見台９番２号
破産者　有限会社オートアレンジ
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１３号
富山県滑川市下梅沢401番地７
破産者　株式会社ｃｏｕｎｔｒｙ　ｇａｒｄｅｎ
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６号
静岡県下田市六丁目42番８号
破産者　有限会社正福丸漁業
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第５２号
三重県松阪市小黒田町579番地３　コーポ可憐Ｂ102号、前住所三重県松阪市大黒田町663番地　コーポ幹１－Ａ
破産者　中垣内裕巳
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第２３０号
徳島県徳島市佐古六番町12番29号
破産者　藤野食品株式会社
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５４８３号
東京都台東区北上野１丁目８番１号
破産者　株式会社アイアイシー
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４８５号
東京都台東区浅草１丁目８－６－805
破産者　阿部　　毅
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１１４号
東京都墨田区緑３丁目22番６号
破産者　中澤モーターサイクル株式会社
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部